

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	高城 建人
論文題目	李承晩政権期 ( 1948-1960 ) 韓国における民主政治の形成と展開		
(論文内容の要旨)			
<p>本学位申請論文は、大韓民国の初代大統領である李承晩政権 (任期1948-1960年) 期における民主主義思想および政治の展開過程に関する研究である。「李承晩政権期に起きた政治的諸事件は、李承晩と野党政治家との民主主義に対する認識の相違によって生じた」という基本認識を提示し、第一部から第四部および終章にわけて精細な検証を行った。</p> <p>第一部の第1章では、1948年以前の朝鮮半島における民主主義の言説を分析し、その実現の試みが挫折した要因について、①植民地被支配状態と解放後の政治的混乱状況②民主主義思想が一般民衆にまで十分に浸透していなかったこと、を挙げた。</p> <p>第2章では、李承晩の民主主義思想について分析し、その限界を以下のように整理した。①大統領制への強いこだわりのため、同制度に内在する問題点を軽視し、同制度の導入を強引に推し進めたこと②民意を一枚岩とみなして多数派の専制をもたらしたこと③政党に対して否定的にのみ評価したこと、の3点である。</p> <p>第3章では、李承晩政権期の保守野党政治家を代表する人物として、趙炳玉の民主主義思想を取り上げ、それは①議院内閣制の選好②多様な民意の想定および少数派の意見の尊重③政党に対する肯定的な認識、以上3点の特徴を持っていたことを明らかにした。他方で、①民意の適用範囲②徹底した反共主義、以上2点に関して李承晩と趙炳玉は共通していたと結論付けた。</p> <p>第二部の第4章では、1948年の国会における憲法制定過程について分析した。当時の国会議事録を詳細に検討した結果、①憲法草案における大統領の権限制約的要素の存在②大統領制支持者の一部と議院内閣制支持者たちとのコンセンサス③長時間の審議よりも早期実現の優先、という3点が、条文の内容をめぐる議論の決定的な要素であったことを明らかにした。また、①国会による間接選挙②國務院の存在③国民投票制の不備、この3点がすべて備わっていることにより、1948年憲法における大統領の権限は、議院内閣制を定めた1960年憲法を除く韓国歴代憲法の中で最も脆弱であったと結論付けた。</p> <p>第5章では、1950年3月および1952年1月の国会での憲法改正会議に着目し、改憲案提出の背景と内容の比較、審議過程について述べた。民主国民党と李承晩が提出した憲法改正案には、①国会による権力一元化の有無②行政政府の長に付与される責任の所在、以上2点に関して違いがあったことを明らかにした。</p> <p>第6章では、1952年5月までの李承晩政権と国会との論争内容について分析し、争点となったのは、①代表の正統性②韓国の危機に対する認識③国会議員召喚運動の是非、以上3点であったと結論付けた。</p>			

第7章では、1952年5月に起こった釜山政治波動という政治的事件の展開過程について分析した。

第三部の第8章では、朝鮮民族青年団という政治団体に着目し、同団体の活動と没落が後の李承晩政権に及ぼした影響について分析した。具体的には、朝鮮民族青年団の没落は、①民意を確認するための手段の放棄②李承晩個人の意思と李承晩政権の意思との分離③不正選挙の蔓延、以上3点に関して後の李承晩およびその政権にとって負の側面をもたらした出来事であったと結論付けた。

第9章では、1954年の国会における憲法改正会議に着目し、改憲案が提出された背景と論争内容、この憲法改正が後の韓国憲政史に及ぼした影響について分析した。そして、1954年の憲法改正は、①立憲主義に対する現実政治の優越②国民の直接意思を用いての法的手続き迂回方法の確保、以上2点に関して後の韓国憲政史と制度に影響をもたらしたと主張した。

第10章では、1954年の憲法改正後に行われた野党勢力統合の試みと失敗の過程、その後の韓国政治への影響について分析し、野党統合が失敗した要因は、朝鮮戦争後における国内外の時代状況によるものだと結論付けた。

第四部の第11章と第12章では、1956年の大統領・副大統領選挙と1958年の国会議員選挙における野党候補の躍進要因について検証し、野党勢力単一化仮説が有力であることを論証した。

第13章では、1958年から1960年までの政治の分析を行った。そして、李承晩政権は、個人の自由よりも国家安保を強調して自らの政策の正当化をはかったと結論付けた。

第14章では、1960年の不正選挙から李承晩政権の崩壊までの過程を分析し、不正選挙への対応から読み取りうる李承晩の民意認識の一貫性について詳述した。李承晩が自らの退陣を決めた理由は、終始持ち続けていた「民意を最優先する考え」によるものだと結論付けた。

終章では、李承晩政権がその後の韓国政治に及ぼした影響および課題について述べた。李承晩政権は、①定期的な選挙の実施②競争的な野党の政治参加を認めたこと、以上2点に関して韓国政治史に成果を残したと結論付けた。他方で、①少数派の自由の制約②安保危機や国民の直接意思を重視して法的手続き原則を無視したこと、以上2つの課題を残したことも明らかにした。そして最後に、李承晩と野党政治家の民主主義思想の問題点について述べた。李承晩の民主主義思想は少数派に対する非寛容さという点で、また野党政治家たちは国民に対して愚民観を持っていた点で、それぞれ大きな問題があったと総括した。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、1948年から1960年まで執権した韓国初代大統領・李承晩の政治実践とその思想に関して、韓国における通念を覆す大胆な解釈を行ったものである。

韓国の通念では、李承晩は独裁政治を行った大統領であり、1960年4月に学生などが中心となって行った反李承晩デモは、この腐敗した独裁者を下野させた輝かしい「革命」だということになっている。このような強固な歴史観は先行研究の傾向とも強く連動しており、李承晩の政治に対しては上記のような「革命」史観から離れた研究は少ない。

本論文の主眼点は、李承晩が「民意」を極度に重視したという事実に着目し、通念とは正反対に、彼の政治を「民主主義」のもうひとつのあり方という側面から再解釈したということにある。当時の国会記録や新聞などの一次資料を網羅的に調べて、そのテーマを緻密に分析した論文として、高く評価できる。

特に、李承晩の政敵であった野党政治家たちとの政治観の違いという側面を綿密に調べ、「直接的な民意を重視する大統領制」を理想とする李承晩と、「直接的な民意ではなく議会を中心とした間接的な民主主義」を理想とする野党政治家たちとの違いを鮮明に浮き彫りにしたことは、論点の尖鋭化という点で成功していると評価できる。

もし李承晩が独裁者であったなら、1960年の反李承晩デモを鎮圧して統治を続ける道を探ることもできたはずであるが、彼は「民意」に抗することはせず下野している。従来の視座からはこうした側面を説明できない、とする申請者の批判は、有効なものである。

本論文は、以上のことを実証的に分析するにあたって、李承晩執権期の時系列にしたがって、主な論点を綿密に検討していく。

具体的には、第Ⅰ部(第1章から第3章まで)において、朝鮮半島における民主主義の伝統、それと関連した李承晩の民主主義観を分析し、さらに彼と対立する保守野党政治家と比較した。ここで申請者は、李承晩が政党に対して否定的であり、「民意」と大統領制を理想化するあまりその欠点を認識しえなかったことを指摘し、李承晩に対する批判を展開している。この点は、先行研究と明瞭に異なる部分である。先行研究は李承晩に対して全面的に否定的なものが多いが、少数の肯定的なものは彼を無批判に支持する傾向が強く、二分法的な様相を呈している。申請者はここで、従来の二項対立を修正するのに成功している。

第Ⅱ部(第4章から第7章まで)では、1948年から52年までの国会における憲法制定およびその後の改正、さらに野党との論争内容に関して分析し、1948年

憲法における大統領の権限の脆弱性がその後の政治に及ぼした影響を論証した。李承晩が強大な権限を大統領に集中させた、という韓国の一般的な認識に対して、実証的な修正を加えるのに成功した。

第Ⅲ部（第8章から第10章まで）では、1955年までの韓国政治における政治団体の活動や野党統合などの動きを詳細に分析し、また1954年憲法がその後の韓国政治史に与えた影響の大きさを分析したが、このことは同国の権威主義のあり方を再解釈することに直結している。

第Ⅳ部（第11章から第14章まで）では、1956年から下野までの時期を扱い、李承晩は一貫して「民意」を重視する姿勢にもとづき自ら退いたとする。この点はおもっても論争的な部分であるが、果敢に結論付けている。

以上のように本論文は、韓国人の通念や先行研究において重視されてこなかった李承晩の民主主義思想という側面に焦点を当て、その功罪を客観的に別扱したものであり、またこれまでの硬直した議論にあたらしい視座を与える点で、高く評価することができる。

他方で、韓国政治内部の動きだけでなく広く韓国社会全般の動向や外国（特に米国）との関係を視野に入れるべき点など、さらなる検討を加えるべき部分もある。

この点に関しては申請者もじゅうぶんに理解しており、さらなる精進が求められるが、李承晩というきわめて重要な政治家に対して客観的かつ総合的なひとつの認識を提示したという意味で、本論文の価値は高い。

以上から、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年1月25日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、本論文を合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降